

令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、原油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者、貸切バス事業者、福祉タクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を支援し、産業の中軸である物流及び市民の移動手段を維持するため、予算の範囲内において、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する事業者をいう。
- (2) 貨物軽自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する事業者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する事業を行う者をいう。
- (4) 福祉タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する事業を行う者のうち「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて」(平成18年9月25日付け国自旅第169号)に定める業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す許可(以下「福祉タクシー事業許可」という。)を受けたものをいう。
- (5) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「自動車運転代行業適正化法」という。)第2条第2項に規定する者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する貨物自動車運送事業者

- ア 今後も事業を継続する意思があること。
- イ つくば市内に本店（個人にあっては住所）を有すること。
- ウ 令和4年9月1日時点で、貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可を受けていること。

(2) 次のいずれにも該当する貨物軽自動車運送事業者

- ア 今後も事業を継続する意思があること。
- イ つくば市内に本店（個人にあっては住所）を有すること。
- ウ 令和4年9月1日時点で、貨物自動車運送事業法第36条に規定する届出をしていること。

(3) 次のいずれにも該当する貸切バス事業者

- ア 今後も事業を継続する意思があること。
- イ つくば市内に本店（個人にあっては住所）を有すること。
- ウ 令和4年9月1日時点で、道路運送法第4条第1項に規定する許可を受けていること。

(4) 次のいずれにも該当する福祉タクシー事業者

- ア 今後も事業を継続する意思があること。
- イ つくば市内に本店（個人にあっては住所）を有すること。
- ウ 令和4年9月1日時点で、福祉タクシー事業許可を受けていること。

(5) 次のいずれにも該当する自動車運転代行業者

- ア 今後も事業を継続する意思があること。
- イ つくば市内に本店（個人にあっては住所）を有すること。
- ウ 令和4年9月1日時点で、自動車運転代行業適正化法第4条の認定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者

(2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

(3) 自己又は自己の役員がつくば市暴力団排除条例（平成 23 年つくば市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者

(4) 茨城県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施していない者

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

2 支援金の交付は、別表第 1 の左欄に掲げる区分ごとに 1 回に限る。

（支援金の交付の申請）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、貸切バス事業者、福祉タクシー又は自動車運転代行事業者（以下「申請者」という。）は、「いばらき電子申請・届出サービス」の申請フォームに次の各号に掲げる必要事項を記入し、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の所在地、名称及び代表者の氏名（法人の場合に限る。）

(2) 申請者の住所、氏名（個人の場合に限る。）

(3) 事業者の区分

(4) 交付申請額

- 2 申請者は、申請者の事業の許可、認定又は届出の有無及び車両の登録について、市長が国土交通省又は茨城県に確認することに同意しなければならない。
- 3 申請者は、今後も事業を継続する意思があること及び第3条第2項各号に掲げる条件に該当しないことを誓約しなければならない。
- 4 第1項の申請は、この要項の施行の日から令和4年12月12日までにしなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、第5条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第1号)により、支援金を交付することが不相当であると認めるときは令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定通知書には、次に掲げる条件を付する。
 - (1) 市長が支援金について、報告を求め、又はつくば市職員をして証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) この要項の規定に基づき市長が支援金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (3) この要項の規定を遵守すること。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付の請求があったときは、速やかに当該支援金を交付するものとする。

(支援金の交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。

(2) 第6条第2項第1号又は第3号に掲げる交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金取消通知書(様式第4号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要項は、令和4年10月11日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区分 | 交付金の額 |
|-------------|---|
| 貨物自動車運送事業者 | (1) 一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車 （以下「一般貨物運送事業用自動車」とい う。）が10台以上の者 20万円 (2) 一般貨物運送事業用自動車10台未満の者 10万円 |
| 貨物軽自動車運送事業者 | 2万円 |
| 貸切バス事業者 | (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自 動車（以下「貸切バス事業用自動車」とい う。）が10台以上の者 10万円 (2) 貸切バス事業用自動車10台未満の者 5万 円 |
| 福祉タクシー事業者 | 3万円 |
| 自動車運転代行業者 | (1) 自動車運転代行業適正化法第2条第7項に規 定する随伴用自動車として茨城県公安委員会に 届出をしている自動車のうち市内の主たる営業 所において保有している自動車（以下「随伴用 自動車」という。）が10台以上の者 5万円 (2) 随伴用自動車10台未満の者 2万円 |

別表第2（第5条関係）

| 区分 | 必要な添付書類 |
|-------------|---|
| 貨物自動車運送事業者 | <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）</p> <p>(2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(4) 1台分の一般貨物運送事業用自動車の自動車検査証の写し（一般貨物運送事業用自動車の台数が10台未満の場合に限る。）</p> <p>(5) 10台分の一般貨物運送事業用自動車の自動車検査証の写し（一般貨物運送事業用自動車の台数が10台以上の場合に限る。）</p> |
| 貨物軽自動車運送事業者 | <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）</p> <p>(2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 1台分の貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査証の写し</p> |
| 貸切バス事業者 | <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）</p> <p>(2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 道路運送法第4条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類の写し</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>(4) 1台分の貸切バス事業用自動車の自動車検査証の写し（一般貨物運送事業用自動車の台数が10台未満の場合に限る。）</p> <p>(5) 10台分の貸切バス事業用自動車の自動車検査証の写し（一般貨物運送事業用自動車の台数が10台以上の場合に限る。）</p> |
| 福祉タクシー事業者 | <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）</p> <p>(2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 福祉タクシー事業許可を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(4) 1台分の一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の用に供する自動車の自動車検査証の写し</p> |
| 自動車運転代行業者 | <p>(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）</p> <p>(2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 茨城県公安委員会が発行する自動車運転代行業適正化法第5条第2項に定める認定証の写し</p> |

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付することを決定したので、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 市長が令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金について、報告を求め、又はつくば市職員をして証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 市長が令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (3) 令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項の規定を遵守すること。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項第6条の規定により通知します。

記

理 由

様式第3号（第7条関係）

令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付請求書

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金について、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項第7条第1項の規定により請求します。

| | |
|---------|---|
| 請 求 金 額 | 円 |
|---------|---|

振込先口座情報

| | |
|------------|---------|
| 金 融 機 関 名 | |
| 支 店 名 | |
| 口 座 種 別 | 普通 ・ 当座 |
| 口 座 番 号 | |
| 口 座 名 義 | |
| 口座名義（フリガナ） | |

発行責任者：役職 氏名

担 当 者：役職 氏名

電 話 番 号：

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付決定の（全部 ・ 一部）を取り消したので、令和4年度つくば市運送事業者等原油価格高騰対策支援金交付要項第8条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 取消年月日 | |
| 取消理由 | |